

地理的表示（GI：Geographical Indication）とは

定義：地理的表示とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該産品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということ特定できる名称の表示をいう。

地理的表示のイメージ - 市田柿を例に -

(例) 市田柿
地名 + 果実名

生産地



○人的要因

- ・下伊那郡高森町（旧市田村）が発祥の「市田柿」のみを使用
- ・じっくりとした「干し上げ」、しっかりと揉み込み

○自然的要因

- ・昼夜の寒暖差が大きいため、高糖度の原料柿ができる
- ・晩秋から初冬にかけて川霧が発生し干柿の生産に絶好の温度と湿度が整う

結び付き

産品の特性



- ・「市田柿」は特別に糖度が高い
- ・もちりとした食感
- ・きれいな飴色
- ・小ぶりで食べやすい
- ・表面を覆うキメ細かな白い粉化粧

地理的表示



市田柿

高い知名度を有する市田柿という名称から産地と産品の特性がわかる

地理的表示保護制度は国際的な知的財産

- 地理的表示保護制度は、TRIPS協定でも知的財産権の1つとして位置付け。
- 国際的に広く認知されており、世界100か国を超える国で保護。

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）

〔WTO協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（平成6年条約第15号）附属書1C）〕

○ TRIPS協定における定義（第22条1）

ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

諸外国における地理的表示保護制度の導入状況

- 諸外国では、地理的表示に対する独立した保護を与えている国は、100か国以上。

アジア	中東	欧州 (EUを除く)	EU	中南米	アフリカ
11か国	7か国	17か国	(28か国)	24か国	24か国

※ 国際貿易センター（WTOと国連貿易開発会議（UNCTAD）の共同設立機関）調べ（平成21年）

EUの地理的表示保護制度のマーク

(<http://eumag.jp/issues/c1013/>)



PDO（原産地呼称保護）：特定の地理的領域で受け継がれたノウハウに従って生産・加工・製造された農産物、食品、飲料が対象。



PGI（地理的表示保護）：特定の地理的領域と密接に関連した農産物、食品、飲料が対象。生産・加工・製造の少なくとも一段階がその地域で行われていなければならない。

- EUでは約1,400の農産物がGIとして登録されている。
- GI生産者のGI登録の第1の目的は名称の不正使用の取締。
- GI制度が消費者にも広く認識され、消費者は高価格でもGI産品を選択している。
- GI産品は非GI産品と比べ、1.5倍程度の高価格で取引されている。

○EUの農産物GI数内訳（2018年4月時点） 知的財産課調べ

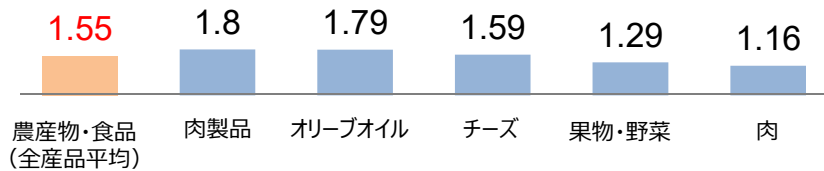
	登録GI総数 (PDO+PGI)	主な産品の内訳				
		果物、野菜、穀物 (生鮮/加工)	チーズ	肉	肉製品	油脂
EU (農産物のみ)	1427	384	235	163	175	133

○EU27ヶ国における農産物、食品GI売上高の推移（億ユーロ）

2005	2006	2007	2008	2009	2010	2010/2005
132.84	134.57	138.91	142.38	145.25	157.90	119%*

* 数字は2005年の売上高を100%とした時の2010年の売上高の%値

○EUにおける地理的表示産品と一般品との価格差（2010）



出典：AND-International(2012)

ゲランドの塩（仏）生産者による不正使用対策の取組

- ゲランドの塩（仏）に他産地の塩をまぜて本物として売る事例が発生
- GI登録後、生産者団体やINAO（フランス国立品質原産地研究所）の一体的な取組により名称不正使用が減少

イタリアにおけるスーパーマーケットの食品売り場の様子



- 地理的表示を示す産品が広く流通し、売り場でも多くのスペースを占める

日本における地理的表示保護制度の大枠

- 我が国においても「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（GI法）」（平成26年法律第84号）が平成27年6月から施行。
- 登録産品の生産者団体が定めた基準（明細書等）を満たす当該団体の構成員（生産者）のみが当該産品の名称の表示（地理的表示（GI））を付することが可能。
- 不正な地理的表示（類似表示を含む）は行政が取締りを行う。

制度の大枠

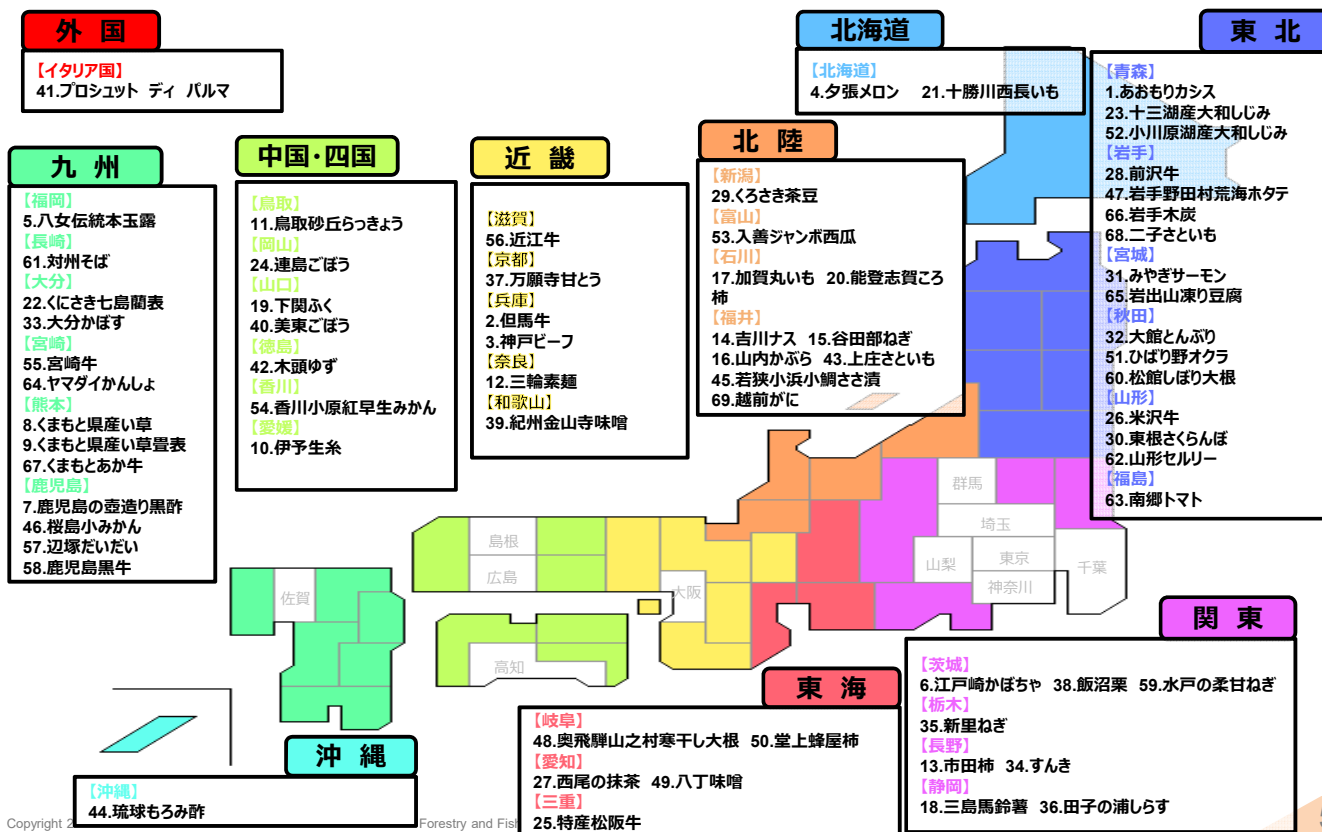
- ① 産品をその名称、生産地や品質等の基準とともに登録（登録料として9万円要。更新料は不要）。
- ② 基準を満たす産品には地理的表示の使用を認め、併せてGIマークを付す。
- ③ 不正な地理的表示の使用は行政が取締り。
- ④ 生産者は既登録団体への加入等により、自らの産品に地理的表示を使用可能。

効果

- 基準を満たす生産者だけが自らの産品に地理的表示を使用可能。
- 品質を守るもののみが市場に流通。
○ GIマークにより、他の産品との差別化が図られる。
- 訴訟等の負担なく、自分たちのブランドを守ることが可能。
- 地域共有の財産として、地域の生産者全体が使用可能。



- これまでに約180件の申請があり、36道府県の68産品、1ヶ国の1産品の計69産品が登録。
- 登録に至った産品の申請から登録までの平均期間は約370日。



Copyright © Forestry and Fisheries Agency of Japan

G I 登録の効果

- G I 登録により、模倣品が排除されるほか、取引拡大、価格上昇、担い手の増加などG I 登録をきっかけとした副次的効果も現れている。
- また、G I 登録を機に、生産者団体が自ら産品の価値を再認識することで、品質管理重要性の認識の高まりや、より良い産品を生産しようとする意欲の高まりといった前向きな効果も現れている。

○ GIの不正使用の防止

G I 産品と誤認されるような表示に対し、指導等を行い適正化。

○ 海外での模倣品排除

タイで発見された模倣品の「夕張日本メロン」について、タイの生産者に警告状を送付し、名称の使用を停止。

○ 伊予生糸

新たに生糸生産に携わる担い手が就農
今後も新たな就農の予定



○ 鳥取砂丘らっきょう

生産者の新規加入（新規5人）



○ あおもりカシス

急増する需要に応えるため、新規就農者を積極的に受け入れ（新規5人）



○ 鳥取砂丘らっきょう

販売額が2016年産、2017年産ともに10億円越え（25%増）
（2015年産：約8億円）



○ 能登志賀ころ柿

2017年度の出荷量が約3万8千箱に増加（15%増）
（2016年度：約3万3千箱）

○ 市田柿

台湾・香港・タイなどへの輸出本格化



模倣品の排除

取引の拡大

担い手の増加

価格の上昇

○ 連島ごぼう

1kgあたりの単価が760円から900円に上昇
（18%上昇）（2017年）



○ 江戸崎かぼちゃ

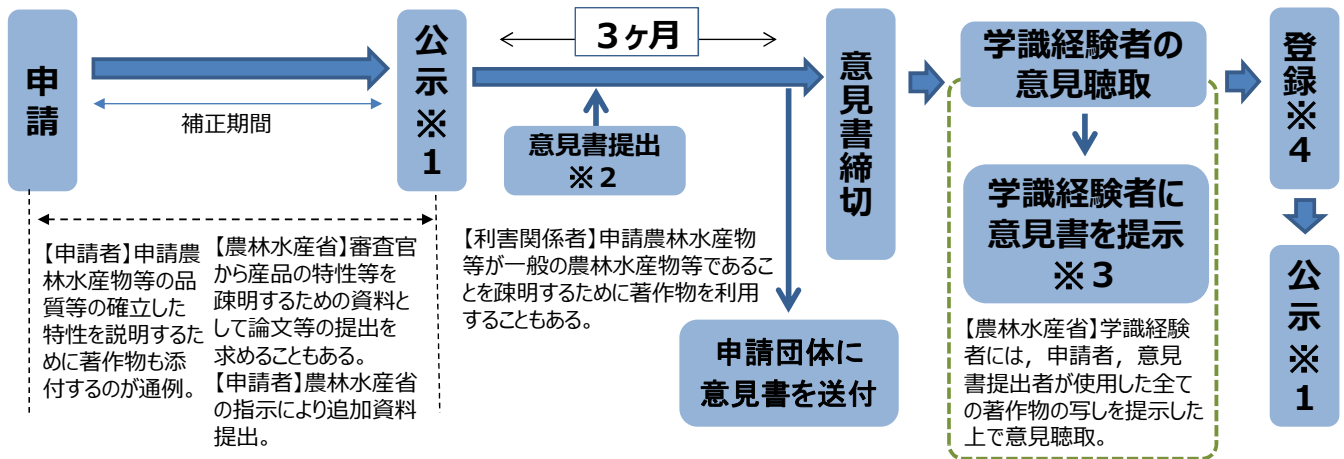
1kgあたりの価格が2016年、2017年ともに400円越え
（26%上昇）（2015年：317円）



○ 八女伝統本玉露

販売単価が前年比で11%上昇
（2016年）





- ※1 公示は農林水産省ウェブサイト内の専用ページにて行う。
- ※2 意見書はだれでも提出可能。
- ※3 必要に応じ、利害関係者（申請団体及び意見書提出者）から意見聴取可能。
- ※4 処分（登録若しくはその拒否）については、行政不服審査法、行政事件訴訟法により当該処分を争うことが可能。

○これまでの申請件数等の概況（平成30年10月15日時点）

申請件数	登録件数			
	登録件数	公示件数	審査件数	その他
184	69	5	77	33

出典：農林水産省食料産業局知的財産課調べ

G I 登録の主たる要件①

ア 製品に関する基準

- 製品が以下の基準を満たすものである
- 品質，社会的評価その他の特性を有し，その特性が生産地の自然条件や伝統的な生産方法等に帰せられる。
 - 製品が地域に定着していること（概ね25年程度生産していること）
- *このような基準を満たす産品を「特定農林水産物等」という

イ 製品の名称に関する基準

- 以下の場合には登録できない
- 普通名称であるとき
 - 製品の名称が製品に関する基準を満たす特定農林水産物等以外にも使用されているとき
 - 既に商標登録されているとき（但し，当該商標の権利者がG I 登録することに同意している場合を除く）

ウ 生産者団体，生産行程管理業務に関する基準

- 生産行程を管理する生産者団体があること（法人格は問わない）
- 生産者団体について，加入の自由等が規約等に定められていること
- 生産者団体が製品の特性を確保するために必要な規程である「生産行程管理業務規程」を作成し，遵守できること
- 生産者団体が生産行程管理業務を実施するために必要な経理，人員体制を有すること

ア 製品に関する基準

登録する製品は「特定農林水産物等」である必要

【特定農林水産物等】

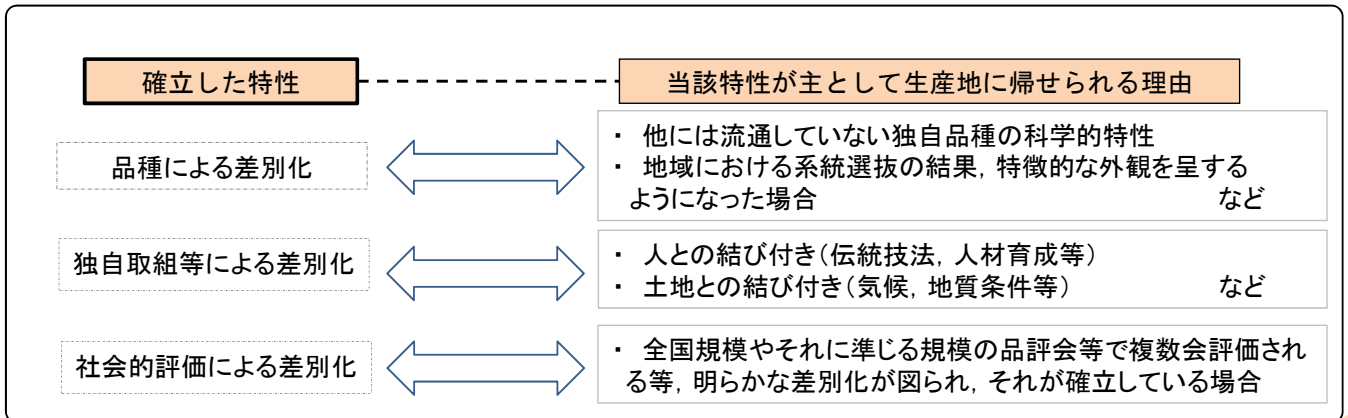
特定の地域を生産地とし、確立した特性が当該生産地に帰せられるもの

【生産地】

生産（農林水産物等に特性を付与又はその特性を保持する行為）が行われる地域

【特性】

同種の農林水産物等と比較して差別化された特徴を有し、かつ当該特徴を有した状態で、概ね25年生産された実績のあること



イ 製品の名称に関する基準

特定農林水産物等の名称によって当該製品を特定できるものである必要

→ 製品の名称が、普通名称(一定の性質を有する製品一般を指す名称)である場合や、名称により製品が特定ができない場合は登録できない。

<申請にあたって問題となる名称(例)>

使用実績のない名称を申請製品に使用する場合

当該名称で製品を特定できない。

※ 社会的評価も「特性」の一種として認められるが、需要者に全く認識されていない名称にそのような「特性」は存在しない。

品種名を申請製品の名称として使用する場合

当該品種名を名称とする製品が各地で生産・販売されている場合、たとえ特定地域の製品に特性があったとしても、名称からどの製品が特定できない。

※ 当該品種が地域によって適切に管理され、地域と結びついている場合は登録の可能性はある。

複数団体(個人)が同一名称を使用している場合

特定の地域で、複数団体が同等の品質を有する同一名称の製品を生産している場合、共同申請が望ましいが、単独申請であっても、生産量等からみて名称から製品を特定可能と判断される余地はある。

※ 団体の構成員が団体が定めた生産の基準に満たさない産品に同一名称や類似名称を使用する場合は、団体として生産行程管理ができていないこととなるため不可。

○ 著作物の利用が的確かつ迅速なGI審査のために必要。

- ・ GI登録の要件である、製品の確立した特性の有無 (科学特性, 独自取組, 社会的評価) による差別化については、文献や新聞記事などに基づいて疎明するのが一般的であり、適切なGI審査には著作物の利用が必須である。

現状では、申請者が著作権者の許諾を得ているか否か不明なケースがほとんどであるため、申請後最初の補正指示の段階で著作権者の許諾を得るよう書類を差し戻すことが常態化しており、迅速な審査が困難な状況にある。

結果として許諾が得られず資料の提出がとりやめられることもあり、適切な情報に基づく審査に支障が生じるおそれもある。

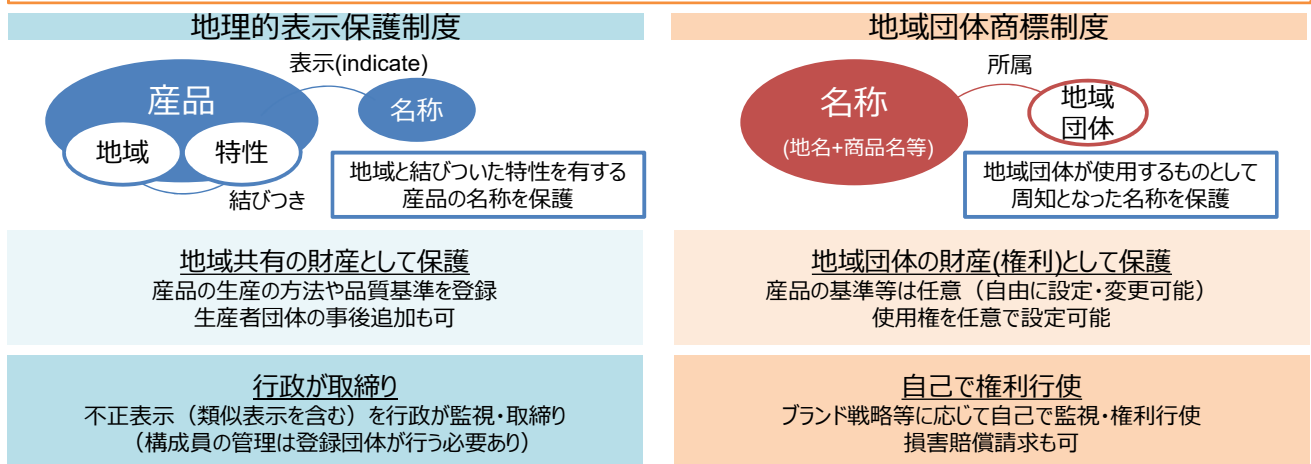
- ・ 審査官から製品の特性等を疎明するための資料として論文等の提出を求めることもあり、的確・迅速な審査のためにはこれらの機会に適切な著作物が提出されることが重要。
- ・ GI法上、GIの登録前から不正の目的なく名称を使用していた第三者は、GI登録後も名称を使用することが可能(先使用)であるため、審査の長期化は先使用のリスクを増加させる。

○ 平成30年10月1日時点で登録されている69産品に係る申請・審査に係る著作物の利用状況

(単位:件)					
雑誌・書籍	新聞	広報誌	論文	web記事	画像・動画
82	58	39	25	6	3

地理的表示保護制度と地域団体商標制度の違い

- どちらも製品の名称を保護するものであるが、根本的な考え方が異なる。製品を取り巻く状況に応じ、**いずれかの制度を選択し、又は両者を組み合わせて利用**することが可能。



その他の主な相違点

農林水産物, 飲食料品等 (酒類等を除く)	対象	全ての商品・サービス
生産・加工業者を構成員に含む団体 法人格を有しない地域のブランド協議会等も可能	申請主体	事業協同組合等の特定の組合, 商工会, 商工会議所, NPOに限る
一定期間継続して生産されている必要 (伝統性)	伝統性周知性	一定の需要者に認識されている必要 (周知性)
地理的表示保護制度を持つ国との間で相互保護が 実現した際には, 当該国においても保護される	海外での保護	各国に個別に登録を行う必要